



臨時福祉給付金、 障害・遺族年金受給者向け給付金

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金は、消費税率引き上げに伴い、所得の少ない人や賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援する給付金です。対象と思われる人には申請書を送ります。

臨時福祉給付金

- 対象者 次の全てに当てはまる人
- ①平成28年1月1日現在で町内に住民票がある人
- ②平成28年度の町民税が課税されていない人

※①②の人でも町民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人、平成28年1月1日から給付金交付決定までに死亡した人は対象になりません。

■支給額 対象者一人につき3万円

障害・遺族年金受給者向け給付金

- 対象者 次の全てに当てはまる人
- ①平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者
- ②障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している人
- ③年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給していない人

■支給額 対象者一人につき3万円
※共済組合などから年金を受けている人は申請時に年金額改定通知書を、私学共済から年金を受けている人は障害年金障害等級証明書の写しを提出してください。

共通事項

- 申請期間 9月1日(木)～平成29年2月1日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 申請書発送予定時期 8月下旬
- 申請方法
 - ①同封の返信用封筒で郵送
 - ②直接持参
- ・菊陽町役場福祉課地域福祉係
- ・西部支所(11月30日(水)まで)
- 必要書類 申請書、本人確認書類(免許証・保険証・パスポートなどの写し)、振込先口座の写し
- ※代理申請の人は追加の添付書類があります。



公立保育所民営化計画検討委員会の 委員を募集します

子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202

町は「公立保育所民営化計画」の策定(見直し)に当たり、幅広く町民の皆さんの意見を聴くため、公募委員を募集します。

保育所民営化計画の見直し

国・県からの財政支援を最大限に生かし、町の子どもたちの保育環境をより充実させるため、平成21年に策定した計画を見直して新たな計画を策定します。

■任期 9月(第1回会議開催日)～平成29年3月31日

■募集人数 2人

■応募資格

- 次の全てに当てはまる人
- ・本町に引き続き2年以上住所があり、かつ応募時の年齢が満20歳以上の

町他の附属機関などの委員に二つ以上選任されていない人

- ・本町の議会議員または職員でない人
- ・子育てまたは子育て支援について経験や関心がある人

■報酬など

報酬 3,700円/日
費用弁償 2,200円/日

申込方法

子育て支援課または西部支所にある応募用紙と小論文(「民営化後の保育所に期待すること」をテーマにしたもの、800字程度)を持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかで応募してください。

※応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■申込先

①持参・郵送

〒869-1192(住所不要) 菊陽町役場 子育て支援課

保育所係

②電子メール

kosodatashien@town.kikyuo.lg.jp

③FAX (232)4923

■申込期限

8月26日(金) 午後5時

(郵送の場合、当日消印有効)

■選考 応募書類をもとに選考します。結果は、9月上旬に応募者に

通知予定です。

全ての事業所が対象

経済センサスー活動調査

平成28年6月1日を基準日とする「平成28年経済センサスー活動調査」を実施します。

事業所を訪問します

8月下旬から調査員が事業所を訪問します。インターネットで回答するか調査票に記入し回答してください。情報は統計以外の目的で使われることはなく、調査員には守秘義務が課せられていますので、安心して回答してください。

かたり調査に注意

調査員は調査員証と腕章を携帯しており、調査に関係のない質問はしません。調査員になりすまし、個人情報搾取する「かたり調査」には十分ご注意ください。

※本町は熊本地震の影響で調査時期を約3カ月遅らせていますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ

総合政策課 企画政策係
☎(232)2112



8月は児童扶養手当の現況届の提出月

現在、児童扶養手当を受給している人へ8月上旬に書類を送ります。引き続き受給できるかを審査しますので、8月末までに現況届を提出してください。

■提出期限 8月31日(水)

■提出場所 菊陽町役場子育て支援課
西部支所(8月22日(月)～26日(金))

児童扶養手当額が変わりました

	平成27年度	平成28年4月～8月支給分	平成28年8月～12月支給分
1人目額			
全部支給	42,000円	42,330円	同左
一部支給	41,990円～9,910円	42,320円～9,990円	
2人目加算額			
全部支給			10,000円
一部支給	5,000円	5,000円	9,990円～5,000円
3人目加算額			
全部支給			6,000円
一部支給	3,000円	3,000円	5,990円～3,000円

問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

高齢者向け

年金生活者等支援臨時福祉給付金

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の給付申請を8月19日(金)まで受け付けています。支給対象になる可能性があり、申請が済んでいない人には文書をお送りしています。早めの申請をお願いします。

確認じゃ!



■申請期限 8月19日(金) 当日消印有効

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■支給額 対象者一人につき3万円(1回のみ)

■対象者 次の全てに当てはまる人

- ・平成27年1月1日現在で町内に住民票がある人
- ・平成27年度の町民税が課税されていない人
- ・平成29年3月31日までに65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)

※町民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人、平成27年1月1日から給付金決定までに死亡した人は対象になりません。

■申請方法

①同封の返信用封筒で郵送

②直接持参(菊陽町役場福祉課地域福祉係)

■必要書類 申請書、本人確認書類(免許証・保険証・パスポートなど)、振込先口座の写し(平成27年度臨時福祉給付金を受給した人で同じ口座への振り込みを希望する場合は不要)

※代理申請の場合、追加の添付書類があります。書類が漏れている場合は支給できません。

■問い合わせ

福祉課 地域福祉係
☎(232)4913